

附属機関等の会議開催予定通知書

| | | |
|----------------|--|---|
| 会議の名称 | 第192回 山口県開発審査会 | |
| 議題 | 議案1号 WEB会議システムを利用した山口県開発審査会の出席等の取扱いについて 議案2号 都市計画法第34条第14号該当の開発行為特別措置案件の報告(29件) | |
| 日時 | 令和6年5月10日(金曜日) 13:30から14:30まで | |
| 場所 | 山口県政資料館 第1会議室 | |
| 公開状況 | 公開 | <input checked="" type="checkbox"/> 部分公開 <input type="checkbox"/> 非公開 |
| 部分公開の場合その区分 | 公開部分 | 議案1号 |
| | 非公開部分 | 議案2号、特別措置案件 |
| 非公開部分についての理由 | 山口県情報公開条例第23条第1号該当(情報公開条例第7条第1号個人情報や第3号法人情報を扱う会議のため) | |
| 傍聴人の定員 | 5人 | |
| 会議開催前の報道発表等の有無 | あり(月日予定)・ <input checked="" type="checkbox"/> なし | |
| 傍聴の受付 | 当日 13時10分から、会議場において先着順に受け付ける。 ※傍聴に当たっては、傍聴要領を遵守してください。 | |
| 担当課名等 | 建築指導課 開発審査班 電話番号(083)933-3866 | |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

山口県開発審査会傍聴要領

1 目的

この要領は、山口県開発審査会運営細則第9条の規定に基づき、山口県開発審査会の会議の傍聴に係る遵守事項及びその他必要な事項について定めるものとする。

2 傍聴する場合の手続

傍聴の受付は、先着順で行い、定員に達し次第、受付を終了する。

3 会議の秩序の維持

- (1) 4に掲げる事項に違反したときは、会長は傍聴人に注意し、なおこれに従わないときは、退場させることができる。
- (2) 会長は、会議開催中、会場の秩序の維持ができなくなった場合、又は緊急に公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とすることができる。

4 会議を傍聴するに当たり守るべき事項

- (1) 会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従うこと。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により、賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (3) 会議場において、飲食及び喫煙をしないこと。
- (4) 会議場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (5) 会議の秩序を乱したり、議事の妨害をしたりしないこと。